

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会と称する。

(協議会を設ける市町の教育委員会)

第2条 本協議会は次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 羽島市教育委員会
- (2) 各務原市教育委員会
- (3) 山県市教育委員会
- (4) 瑞穂市教育委員会
- (5) 本巣市教育委員会
- (6) 羽島郡二町教育委員会
- (7) 北方町教育委員会

(目的)

第3条 本協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。

(協議結果の尊重)

第4条 関係市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。

(委員)

第5条 本協議会は、次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の(1)に掲げる関係市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、教育長又は教育委員は必ず含むものとする。

- (1) 関係市町教育委員会の教育長及び教育委員
- (2) 関係市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員
- (3) 採択地区内の小・中学校及び義務教育学校の校長及び教員
- (4) 採択地区内の学識経験者及び保護者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員となることができない。

3 委員は非常勤とし、任期はその年度の教科用図書採択期間とする。

4 採択替えがない年度については、第1項(1)に掲げる委員をもって本協議会を構成することも可とする。

(会長等)

第6条 本協議会には、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。

(会務)

第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本協議会の庶務は、本協議会で定める所において処理する。

(招集)

第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。ただし第1回の本協議会は、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長がこれを招集する。

(会議)

第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議における議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告をもとに、協議会の会議において協議し、出席委員の過半数で決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、最多数の賛成を得た2種類の教科用図書について再度協議し、多数を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、得票数が同じときは協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(研究員)

第12条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員をおく。

2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから会長が委嘱する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員となることができない。

4 研究員は、発行者から送付される全種類の教科用図書について、岐阜県教育委員会が作成した調査研究資料を参酌し、調査研究を行

い、採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告する。

（出席要求）

第13条 会長は、調査研究・協議の会議を開催するに当たって、教育事務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

（経費）

第14条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市町が分担するものとする。

（その他）

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかって定める。

附則

（施行期日）

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の適用については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。